



【愛情を込めてにぎる手鞠寿司】

フルーベリーヒル勝浦を会場に、総野小学校の児童が勝浦ロータリークラブの招待を受けて「手鞠寿司」づくりを教わりました。

※関連記事9ページ

●主な内容 Contents ●

- 市民課からのお知らせ…………… P2～4
- 犬の登録・狂犬病予防注射…………… P6～7
- インフルエンザ予防接種…………… P10～11
- 地域いきいき通信…………… P12

のお知らせ

平成26年度 市民課窓口の日曜開庁

平日に市役所へ来庁できない方のために、住民票、戸籍謄本の発行などの市民課窓口業務の一部を「日曜開庁」として実施します。

窓口にお越しの際は、運転免許証、パスポート、顔写真つき住民基本台帳カードなど、ご本人確認ができる書類をご持参ください。

◎日曜開庁の概要

開庁日 毎月第1および第3日曜日

開庁時間 8時30分から12時30分まで

開庁場所 市役所1階 市民課窓口

取扱業務 ・住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの発行

・印鑑登録(廃止を含む) ・国民健康保険証の再交付

※ 転入・転出の届出、国民健康保険資格の取得・喪失など、記録を更新する業務は扱いません。

◎平成26年度の日曜開庁日

4月	6日 20日	7月	6日 20日	10月	5日 19日	1月	4日 18日
5月	4日 18日	8月	3日 17日	11月	2日 16日	2月	1日 15日
6月	1日 15日	9月	7日 21日	12月	7日 21日	3月	1日 15日

※ 市の行事などにより中止または変更することがあります。

問合せ 市民課市民係 ☎73-6612

国民年金

●高齢任意加入

60歳の時点で年金の受給資格を満たすことができなかった人や、すでに受給資格は満たしているが年金額を増やしたい60歳以上の方は、任意加入し保険料を納めることによって資格期間を増やすことができます。

加入のご相談や手続きは市役所でお受けしています。

■持参していただくもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・通帳
- ・金融機関お届け印

●付加保険料

第1号被保険者で、将来、より多くの年金受給を希望される方は、定額保険料に月400円を上乗せする「付加年金」を掛けることができます。

これによって、年額(200円×掛けた月数)が上乗せされて年金を受け取ることができます。手続きは、市役所でお受けしています。

(国民年金基金に加入中の方は付加年金を納付できません)

■持参していただくもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・通帳
- ・金融機関お届け印

●国民年金保険料の免除・猶予制度

思いがけない災害や失業など、様々な要因で所得が少なくなったなど、国民年金保険料を納められない状況のときは、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。審査の基準は、本人・配偶者・世帯主の前年所得や扶養の人数、各種控除などによりますが、全額免除に該当しなくても、段階に応じて一部免除(4分の3、半額、4分の1)があります。また、30歳未満の方で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、学生の方では本人の所得が一定以下の場合、申請手続きをすることにより納付が猶予されますので、未納のままにせず、ぜひ一度ご相談ください。

■持参していただくもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・学生証またはその写し(学生の方)
- ・雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業された方)
- ・印鑑(認め印)

●日本年金機構への電話によるお問い合わせ

◎国民年金に関すること

「千葉年金事務所」 ☎043-242-6328
月～金曜日 8時30分～17時15分
※ 土日、祝祭日、年末年始は除く

◎国民年金、年金の請求・受給などに関すること

「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165
月～金曜日 8時30分～17時15分
※ 月曜日(休日明けの初日)は19時まで受付
※ 第2土曜日は可 9時30分～16時
※ 上記以外の土日、祝祭日、年末年始は除く

問合せ 市民課国保年金係 ☎73-6611

勝浦市国民健康保険

◎こんなときは14日以内に届け出を

◇退職などにより、職場の社会保険から離脱し、他の社会保険に加入しない場合は、国民健康保険に加入することになります。

●加入手続きは？

市民課窓口に必要な書類（離職日の分かる書類）を持参の上、手続きをお願いします。

●手続きしないと？

他の社会保険にも加入しない場合は無保険状態となるので、医療機関などを受診した場合、その費用は全額自己負担となります。また、届出が遅れますと、遅れてしまった期間にかかった医療費は全額自己負担となるほか、国民健康保険税は資格を得た日まで、さかのぼって賦課されることになります。（最大5年間）

◇国民健康保険に加入していた方が職場などの社会保険に加入した場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

●やめるときの手続きは？

国民健康保険証と加入した社会保険証を持参の上、市民課窓口で手続きをお願いします。

●手続きしないと？

手続きをしない間は、国民健康保険税と社会保険料を二重に賦課されてしまうことになります。

問合せ 市民課国保年金係 ☎73-6611

高額な外来診療を受ける皆さまへ

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

市役所市民課国保年金係



事前に
①認定書の申請
②認定書の交付

高額な診療を受けたとき



③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額に(※)

病院・薬局など



(※) 窓口支払いの上限額（月あたり）は、所得に応じて異なります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯の方	加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額認定証）の交付を申請してください	「認定証」を窓口へ提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯でない方	必要ありません	「国民健康保険被保険者証」を窓口へ提示してください
75歳以上で非課税世帯でない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口へ提示してください

※ 納期の到来している国民健康保険税の納め忘れがある場合「認定証」を発行することができませんのでご注意ください。

「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の国民健康保険、後期高齢者医療保険などから支給されます）

※ 事前の申請など詳細は、市民課国保年金係までお問合せください。

問合せ 市民課国保年金係 ☎73-6611

市民課からのお知らせ

国民年金後納制度

◎国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。

お早めにお申込ください。

◎後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

ご注意 平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

◎後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）

0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6731-2015

（受付時間）	月曜日	午前8：30～午後7：00
	火～金曜日	午前8：30～午後5：15
	第2土曜日	午前9：30～午後4：00



お問合せの際は基礎年金番号が分かるものをご用意ください

月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料でご利用できます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話など）からおかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

問合せ 市民課国保年金係 ☎73-6611

引っ越しのシーズン

手続をお忘れなく...

転出・転入・転居届は市民課へ

世帯全員、または世帯員の住所が変わったときは、市民課で手続きをしてください。

原則として本人、または同一世帯の人が届け出てください。手続きの際には、本人確認をさせていただきます。

●転出のときは『転出届』

他の市区町村へ移るときは、転出証明書を発行します。新住所に移る前に手続きをしてください。

【必要なもの】国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証（いずれも加入の方）、印鑑登録証（登録している方）

【転入のときは『転入届』】
他の市区町村から本市に引っ越してきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

●市内で転居のときは『転居届』

【必要なもの】前住所地からの転出証明書

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

【必要なもの】国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証（いずれも加入の方）

問合せ 市民課市民係（☎73-6612）

引っ越しのときに 出る多量のゴミは 清掃センターへ

●引っ越しのときに出る ゴミの処理

引っ越しなどのときに出る多量のゴミは、直接清掃センターに持ち込むようにしてください。

各地区のごみ集積所に出すと、他の人の迷惑になることがあります。

●し尿のくみ取り

し尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しによる最後のくみ取りは、早めに清掃センターまで連絡をしてください。

また、くみ取り終了後は、手数料の支払いも済ませてください。

問合せ 清掃センター（☎73-2370）

原動機付自転車の 廃車・名義変更は 税務課へ

「勝浦市」ナンバーの付いている原動機付自転車を持主する人が、転出・住所移転、譲渡をするときは、税務課で手続きをしてください。

代理人に手続きを依頼する場合は委任状が必要です。

●転出や市外の人に譲渡するとき は『廃車届』

本市から他の市区町村へ移るときは、新住所に移る前に廃車の手続きをしてください。

市外の人に譲渡するときも、譲渡する前に廃車の手続きが必要です。

いずれのときも「廃車証明書」を発行します。「廃車証明書」は、新住所で登録するときや譲り受けた人が登録するときに必要になります。

【必要なもの】ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑

●市内の人に譲渡するときは 『名義変更』

「勝浦市」ナンバーの付いている原動機付自転車を、市内に住所を有する人に譲渡するときには、名義変更の手続きが必要です。

【必要なもの】標識交付証明書・譲渡証明書・印鑑

●袖ヶ浦ナンバーの車両について

袖ヶ浦ナンバーの軽自動車は軽自動車検査協会袖ヶ浦支所で、自動二輪（排気量126cc以上）は関東運輸局袖ヶ浦自動車検査登録事務所「転出・「廃車」・「譲渡」の手続きができます。

●手続きを怠ると

原動機付自転車や軽自動車、自動二輪は、主たる定置場の市区町村で課税されます。4月1日現在に登録がある場合、その年度1年分の納税義務が発生します。届け出をしないと税金が掛かり続けてしまうので、必ず手続きをしてください。

問合せ 税務課課税係（☎73-6623）

その他の届出など

●水道

引っ越しなどで水道の使用を中止する時は、水道課への届出が必要です。

移転する2〜3日前までに住所・氏名・移転先などをご連絡ください。届出は、電話でも結構です。

問合せ 水道課業務係（☎73-6620）

●小・中学校

小・中学校に通学する子どものいる世帯が転出するときは、市民課での手続きが済みましたら、教育課で「転出児童・生徒通知書」を受け取ってください。

問合せ 教育委員会教育課学校

教育係（☎73-6664）

●保育所・幼稚園

保育所・幼稚園に通う子どものいる世帯が転出するときは、新住所に移る前に通っている各保育所・幼稚園に届け出てください。

注射』が始まります！！

平成26年度畜犬登録・狂犬病予防注射日程表

地区	実施月日（曜日）	時 間	場 所
興 津	4月 7日（月）	8:45～ 8:55	吉 尾 神 社 前
		9:05～ 9:25	鵜 原 駅 前
		9:40～ 9:55	守 谷 青 年 館 前
		10:05～10:45	興 津 公 民 館
		11:05～11:30	ミレーニア管理センター
		11:40～11:45	新勝浦市漁協浜行川支所
		11:55～12:00	新勝浦市漁協大沢支所
総 野	4月 8日（火）	8:45～ 9:00	中 谷 農 協 倉 庫
		9:10～ 9:30	宿戸やすらぎの家（農協倉庫）
		9:35～10:05	総 野 集 会 所
		10:20～10:35	杉 戸 バ ス 停
		10:40～10:55	佐 野 消 防 小 屋 前
		11:10～11:20	市 野 郷 集 落 セ ン タ ー
		11:30～11:45	市 野 川 深 川 商 店 前
上 野	4月 9日（水）	8:45～ 9:05	小 羽 戸 消 防 団 詰 所 脇
		9:15～ 9:35	荒 川 テ ニ ス コ ー ト
		9:45～10:00	東 光 寺 入 口
		10:10～10:25	上 野 集 会 所
		10:35～10:40	上 植 野 青 年 館
		10:55～11:15	西 原 バ ス 停
		11:20～11:35	古 新 田 元 末 吉 商 店 前
勝 浦	4月10日（木）	8:45～ 9:00	松 部 妙 潮 寺
		9:10～ 9:25	串 浜 春 日 神 社 前
		9:35～10:05	市営駐車場（市民会館跡地）
		10:15～10:30	乙 ど も 館 駐 車 場
		10:40～10:55	多 津 美 旅 館 脇
		11:05～11:20	新 官 区 事 務 所 前
勝 浦	4月11日（金）	8:45～ 9:10	市 役 所
		9:20～ 9:40	ニュー黒潮武大職員宿舍裏公園前
		9:50～10:10	市営駐車場（市民会館跡地）
		10:20～10:35	図 書 館 （ 勝 浦 集 会 所 ）
		10:50～11:00	川 津 神 社 前
		11:10～11:30	部 原 若 林 駐 車 場

※飼い主の皆さまへ

1. 注射の際には、必ず犬を抑えていられる方が来場し、他人に危害を及ぼすことのないようにしましょう。
飼い主以外の方やお子さんだけの来場はご遠慮ください。
2. 犬をつなぐ首輪や胴輪は事故などの防止のため普段よりきつめにしておいて来場してください。
3. フンなどの後始末は、飼い主が責任を持ちましょう。
4. 注射がスムーズに行われるようご協力をお願いします。
5. 雨天のため中止する場合は広報無線でお知らせします。
6. 注射後、犬の体調が悪くなった場合は、生活環境課へご連絡ください。

『犬の登録』『狂犬病予防』

犬の登録（犬の生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）は、
法律で義務付けられています

4月7日（金）から飼い犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します。

狂犬病予防法により生後91日以上の犬は登録し、毎年、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

会場と時間は日程表の通りですので、ご都合に合わせてご来場ください。

既に登録済みの犬については、事前に問診票を送付しますので、必要事項を記入の上、会場にお持ちください。問診票が送られて来ない犬については、未登録犬となります。登録と予防接種を併せて受け付けますので、会場へお連れください。

※当日、犬に健康上の異常がみられたときは、注射をする前に係員または獣医に申し出てください。



◆ 当日の持ち物 ◆

＜登録済みの犬＞	＜未登録の犬＞
①市役所から送付された問診票に記入の上、お持ちください。 ②手数料 3,500円 （注射手数料 2,950円、注射済票 550円）	①登録申請をしていただきますので、血統書などがあればお持ちください。 ②手数料 6,500円 （登録手数料 3,000円、注射手数料 2,950円、注射済票 550円）

※手数料はつり銭のないようご協力をお願いします。

※千葉県獣医師会により平成26年度から注射手数料が改定されました。

◆ 注意事項 ◆

1. 下記に該当した場合、予防注射は受けられません。

- ① 病気で療養中。
- ② 今までに予防注射を受けて（アレルギーなどで）体調が悪くなったことがある。
- ③ 健康上問題がある（妊娠・授乳中、発情中、生後3ヵ月未満、下痢、嘔吐など）
- ④ 1ヵ月以内に他の予防注射を受けている。
- ⑤ 犬が著しい興奮状態にある場合。
- ⑥ 犬を保定する（押さえる、静かにさせる）ことができないとき。
- ⑦ 人を咬んだことがあり、狂犬病鑑定が済んでいない場合。

2. 都合により注射を受けられなかった犬は、必ず動物病院で受けてください。その際、獣医より交付される注射済証を生活環境課窓口にお持ちになり、狂犬病予防注射済票（550円）の交付を受けてください。

※接種に掛かる料金は獣医師により異なります。

3. 犬が死亡したり、畜犬原簿登録事項（飼い主の氏名・住所など）に変更がある場合は、生活環境課にご連絡ください。

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 73-6639

お店などの宣伝をしませんか？

「広報かつうら」 有料広告

募集

広報かつうらでは、「有料広告」の募集を行っています。

広報かつうらの紙面を使って、会社や店舗などを宣伝したい方、掲載を希望される方はぜひお申し込みください。

申込・問合せ 企画課広報統計係 ☎ 73-6657

●広報発行予定日と申込締切日

発行 No.	発行予定日	申込締切日
764	4月18日	3月24日
765	5月 2日	4月 2日
766	5月16日	4月16日
767	6月 6日	5月 7日
768	6月20日	5月20日
769	7月 4日	6月 4日
770	7月18日	6月18日
771	8月 1日	7月 1日
772	8月15日	7月15日
773	9月 5日	8月 5日
774	9月19日	8月19日
775	10月 3日	9月 3日
776	10月17日	9月17日
777	11月 7日	10月 7日
778	11月21日	10月21日
779	12月 5日	11月 5日
780	12月19日	11月19日
781	1月 9日	12月 9日
782	2月 6日	1月 6日
783	2月20日	1月20日
784	3月 6日	2月 6日
785	3月20日	2月20日

※ 表の申込締切日は目安の日程です。多少遅れたときでも、掲載できる場合がありますのでお問合せください。

1号広告

10,000円
(15,000円)

広告の規格・料金

平成26年度の広報かつうらの発行は、計22回を予定（別表参照）しています。4月と1月は月1回、その他の月は月2回の発行を予定しています。発行日は、第1金曜日と第3金曜日となりますが、1月号に限り第2金曜日の発行となります。

1回の発行部数は、8,100部、市内各世帯と関係機関に配布されます。

平成26年度発行予定

2号広告

20,000円
(30,000円)

3号広告

20,000円
(30,000円)

※（ ）内は市外の方の料金です。

申し込み方法

広告の掲載を希望される方は、申込書に次の書類を添付してお申し込みください。

なお、申込書は、企画課窓口でお求めいただくか、または市ホームページからダウンロードしてください。

① 会社案内、パンフレットなど
② 掲載しようとする広告案

申し込み期限

広報発行日の1カ月前が申込締切日（別表参照）となりますので、お早めに申し込みください。

その他

有料広告掲載の詳細については、市ホームページで「勝浦市有料広告掲載に関する要綱」および「勝浦市広報紙への広告掲載に関する取扱基準」をご覧ください。

3号広告
(タテ9cm×ヨコ8.5cm)

1号広告
(タテ4.5cm×ヨコ8.5cm)

2号広告
(タテ4.5cm×ヨコ17cm)

“ウナギ”のおはなし 『若潮高等学校出前授業』

勝浦若潮高等学校の関亜可音さんと小松佑汰さんの2人が2月4日に総野小学校で、「ウナギのひみつ」と題し出前授業を行いました。

ウナギはどこで生まれるのか？どうして、ウナギが高いのか？などをクイズ形式やスライドを使って分かりやすく説明。また、勝浦若潮高校栽培校舎で飼育しているウナギを持参し、実際に触ってもらったり、生きているウナギを間近に見ながらスケッチを行ったりしました。

授業を受けた児童は、「ウナギについてあまり知らなかったけど、初めて触ったりして、ウナギのことが良くなった」と感想を話してくれました。

授業を行った2人は、「ウナギなど魚に触れる機会が少なくなってきた現在、このような授業を通して、身近な魚に何が起きているのか、少しでも興味を持ってもらえれば」と期待を込めました。



ウナギについて学ぶ



先生と一緒に手鞠寿司をにぎる児童たち

てまり つくっておいしい手鞠寿司 『勝浦ロータリークラブ料理教室』

勝浦ロータリークラブ（中村昇会長）主催の料理教室が2月12日、ブルーベリーヒル勝浦を会場に開催され、総野小学校の1年生から3年生40名が招待されました。

つくるのは、手鞠寿司。「料理は愛情を込めて」レストランの関勝美料理長

から手順と心構えを教わりました。

グループに分かれていよいよ実践。ラップを使って酢飯をサーモンやまぐろ、タコ、たまごなどの具材で丸くくるみます。

子どもたちは、自前のエプロンと三角巾に身を包み、楽しみながらも心を込めてにぎりました。できた手鞠寿司は、お昼にみんなで味わいました。

最後に、「みんなでつくっておいしかった」「上手にできた。家でもつくりたい」と感想を発表しました。

英語で交流

『米国大使館副領事が中学校を訪問』

米国大使館からジェニファー・バー副領事が勝浦中学校を訪問し、英語の授業を参観しました。

授業の後半には、副領事も教室を回り英語で交流。日頃の勉強の成果を生かす絶好の機会となりました。生徒たちは、次々と積極的に質問。副領事は、一人ひとりに笑顔で答えていました。



ジェニファー・バー副領事と英語で交流



ハーマン号慰霊祭

パートナーシップで結ばれている 『ハーマン号慰霊祭』

川津区官軍塚慰霊碑前で、2月13日にハーマン号慰霊祭が行われおよそ100人が参列しました。

明治23年2月13日に米国船籍蒸気外輪船「ハーマン号」が勝浦市川津沖にて座礁沈没、およそ230名が亡くなりました。日米双方の犠牲者を慰霊すべく、命日である2月13日に慰霊祭が開催されました。

今年は、米国大使館領事部ジェニファー・バー副領事が慰霊祭に参列し「日米の信頼関係を築き今後も歴史を育んでいくことを希望しています」と挨拶しました。

「ハーマン号を世に出す会」会長の猿田市長は「ハーマン号の史実は、悲しみと喪失に彩られておりますけれども、私たちが心より祈りを捧げ、史実を伝え続ける限り、絶望の中に閉ざされることはありません」と述べました。

お知らせ

入札結果の公表

- ◆工事名 ◆工事場所 ◆工期
◆落札業者名 ◆契約金額
- 排水整備工事 芝入江線(松野地内)
2/7/3/25 (補)磯野建設
2,507,400円
- 排水整備工事 家名1号線(興津地内)
2/7/3/25 (補)滝川工務店
2,520,000円
- 排水整備工事 部原川津勝浦線(沢倉地内)
2/7/3/24 (補)石兼組
1,512,000円
- 排水整備工事 大田久保坂ノ上線(2)(関谷地内)
2/7/3/20 (補)磯野建設
1,149,750円
- 排水整備工事 大田久保坂ノ上線(1)(関谷地内)
2/7/3/18 (補)磯野建設
1,140,300円
- 排水整備工事 法花平沢線(法花地内)
2/7/3/17 (補)滝川工務店
1,029,000円
- 排水整備工事 東笹塚管之谷線(大沢地内)
2/7/3/14 (補)滝川工務店

- 785,400円
- 排水整備工事
若宮ノ台中根切線(杉戸地内)
2/7/3/10 (補)伊藤工務所
530,250円
- 安全柵設置工事 くぼやま公園(興津久保山台地先)
2/7/3/10 (補)佐久間工業
630,000円
- 舗装修繕工事 川向回向坊線(2)(串浜地内)
2/7/3/25 佐久間建設(補)
9,387,000円
- 舗装修繕工事 荒東北山線(名木・上植野地内)
2/7/3/25 (補)吉清工業
8,925,000円
- 舗装修繕工事 勝浦荒川線(3)(串浜地内)
2/7/3/24 佐久間建設(補)
3,328,500円
- 舗装新設工事(街路)
勝浦部原線(勝浦地内)
2/7/3/12 佐久間建設(補)
708,750円
- 道路区画線等線引工事
興津久保山台線外1路線(興津久保山地内)
2/7/3/25 (補)サンエイ
903,000円
- 道路区画線等線引工事
新坂沢倉線外1路線(新官・出水地内)

- 2/7/3/17 (補)サンエイ
472,500円
- 道路区画線等線引工事 松部吉尾鶴原線外1路線(鶴原・吉尾地内)
2/7/3/10 (補)サンエイ
294,000円
- 排水整備工事 勝浦中学校(出水地内)
2/7/3/19 (補)磯本
1,134,000円
- 舗装新設工事 勝浦中学校(出水地内)
2/7/3/5 佐久間建設(補)
1,165,500円
- 総野小学校正面玄関改修工事
総野小学校(蟹田地内)
2/7/3/11 (補)磯野建設
816,900円
- 興津小学校体育館暗幕改修工事(興津地内) 不調
- 避難路整備工事 中島北見坊2号線(新官地内)
2/7/3/19 (補)石兼組
1,165,500円
- 避難路整備伐採業務委託
船附阿部尻線(松部地先)
2/7/3/25 (補)佐久間工業
1,732,500円
- 資材・工事費等価格特別調査業務委託 官軍塚沢倉線(沢倉橋)(沢倉地内)

- 2/7/3/10
(二財)建設物価調査会
406,350円
- 地図訂正業務委託(松部地内)
2/7/3/25 根元測量(補)
1,575,000円
- 軽可搬ポンプ一式 勝浦市役所
2/7/3/7
(補)千葉トハツ商会
703,500円
- 柔道畳購入 興津中学校柔剣道場
2/7/2/28
(補)ニシキヤスポーツ
1,556,100円
- 学給簿保管庫購入
総野小学校
2/7/2/28
(補)鈴木商店勝浦支店
648,900円
- 学校給食共同調理場備品購入
(4) 勝浦市学校給食共同調理場
2/7/3/14
(補)中西製作所東関東支店
9,528,960円
- 潮風散歩道歩車道整備工事設計業務委託 浜勝浦地先
2/14/3/25 明治コンサルタント(補)千葉営業所
8,085,000円
- 問合せ 財政課契約検査係
(☎73-6649)

市民課窓口の日曜開庁日

第3日曜日	3月16日	8:30~12:30
第1日曜日	4月 6日	
第3日曜日	4月20日	

- ・住民票、戸籍、印鑑証明の交付を受けることができます。
- ・交付の際、本人確認のできる運転免許証などの提示が必要です。

問合せ 市民課市民係 ☎73-6612

2013年市町村振興宝くじの収益金の活用

2013年に県内で発売されたサマージャンボ宝くじおよびオクタムジャンボ宝くじの収益金は、県内の市町村の明るく住み良い街づくりに活用されます。

この収益金のうち14,252千円が市に配分され、平成25年度勝浦駅エレベータ設置事業などの事業に役立てています。

問合せ 財政課財政係
(☎73-6648)

防災時記 第13回(3月) 「ひな祭りの大津波」

95年前のひな祭りの日に昭和三陸津波が発生しています。午前2時に釜石沖を震源とするM8の地震が発生し10mの大津波が三陸沿岸部を襲い死者・行方不明者約3千名、家屋流出約7千戸の甚大な被害をもたらしました。岩手県下関伊郡田老村(現・宮古市田老地区)では津波の直撃を受け村人の4割が生命を失い家屋の9割が流出しました。この被災の教訓から田老村には総延長2.4km、高さ10mの巨大な防潮堤が構築されました。

しかし、44年間の歳月をかけて防潮堤が完成すると「避難しなくても大丈夫」との油断が無意識のうちに広がってしまいました。結局、東日本大震災では防潮堤を越えた津波により再び多数の命が奪われる結果となってしまいました。

防潮堤による津波阻止能力には限界があります。「一刻も早く高台に避難する」ことが唯一最善の津波対策であることは今も昔も変わりありません。ご家族全員の避難場所と経路をもう一度確認しておきましょう。

問合せ 総務課消防防災係 ☎73-6640

学校体育施設開放 利用団体調整会議

市内小中学校体育施設の定期的な利用を希望する団体を対象に、合理的利用を図るため、利用調整会議を開催いたします。今年度引き続き活動を希望する団体の代表者は、ご出席をお願いいたします。

なお、新規に活動を希望される団体は、会議までに新規登録など手続きを済ませてく

ださい。

日時 3月19日(水) 18時から
場所 市役所4階大会議室
対象 スポーツ・レクリエーション活動を目的に、年間を通じて活動している団体

問合せ 社会教育課(☎73-6665)



平成26年4月から「スニーカーや人工関節などを入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変更となります」

医療技術の進歩により、ペースメーカーや人工関節などを入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができるようになりました。医学的見地から検討を行い、4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととなりました。

申請を検討されている方は、4月1日以降に記入された診断書での申請から新たな認定基準となりますのでご承知おきください。(3月31日までに診断書・意見書を作成された方については、6月末までに申請されれば、現在の認定基準において認定されます)

申請に必要なもの
・指定医師の記載した診断書(書類は福祉課にあります)
・印鑑
・写真(タテ4cm×ヨコ3cm)
申請・問合せ 福祉課福祉係(☎73-6619)

募集

「勝浦市環境市民会議」委員

勝浦市地域環境総合計画の計画事項を実現するためには、市民、事業者および行政が一体となって推進することが必要となっています。

勝浦の将来に向けての望ましい環境像を実現するため、市民の皆さまから幅広い意見を伺うとともに、計画の策定、進捗管理を実施するための「勝浦市環境市民会議委員」を募集します。

募集人員 6名(応募多数の場合は、抽選により決定)

応募資格 市内に居住するか、市内事業所に勤務している18歳以上の方

委員任期 平成26・27年度募集締切 3月20日(木)

応募方法 「環境市民会議委員申込書」に必要事項を記入し、申し込みしてください。

※申請書は、生活環境課窓口、または、市ホームページよりダウンロードし、生活環境課まで申込みください。

申込・問合せ 生活環境課(☎73-6639)

「日常生活圏域ニーズ調査」にご協力を

市では、地域の課題や高齢者の生活状況を把握するため、「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しています。市内にお住まいの65歳以上(基本チェックリスト発送者、要介護3～5、施設入所者などを除く)の対象となる方には、調査票を郵送しておりますのでご協力をお願いいたします。

この調査は、第6期勝浦市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する際に活用させていただきます。

問合せ 介護健康課介護保険係 ☎73-6617



～介護予防のまちづくり～

地域いきいき通信



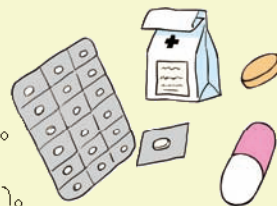
桜の便りも聞かれますが、暖かい春の風を感じに外出してみませんか？
先月に引き続き、**認知症の治療法と介護者の心掛け**について特集します。

連絡・問合せ 介護健康課高齢者支援係（地域包括支援センター） ☎ 73-6615・6616

アルツハイマー型認知症は記憶力や判断力の低下により、日常生活においていろいろな問題が起きてくる病気です。現在、アルツハイマー型認知症を元の状態に戻す治療法はありませんが、ご本人の感情や興味を刺激して心理状態を安定させる非薬物療法と薬物療法があります。

薬物療法

アルツハイマー型認知症で、失われた記憶や機能を回復させ完全に治す薬はまだありませんが、症状の進行を遅らせる薬や、不安、妄想、不眠などの症状を抑えるための薬などがあり早期から服用していると効果的と言われています。薬の形態は多様化されていて、貼るタイプ、口の中ですぐに溶けるタイプ、顆粒タイプがありますので、服用の仕方について医師とよく相談してください。

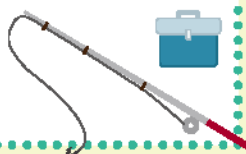


非薬物療法

ご本人の経験や能力に働き掛け、安心し、落ち着いて過ごせる時間を持つことで症状の緩和を促します。家庭で簡単にできる方法をいくつかご紹介します。

★回想法

認知症の方は、最近の出来事は忘れてしまっても、昔、自分が経験したことはよく覚えています。懐かしい楽しかった頃の思い出を引き出し経験を共有することで、心地よい時間を過ごしてもらいましょう。昔の玩具や道具、写真などをきっかけにして話をしてみると良いと思います。



★音楽療法

懐かしい歌や音楽などを聴いたり、簡単な楽器で演奏したり、歌ったりすることで、脳に刺激を与え心身ともにリラックスさせ不安やストレスの緩和を図ります。鈴やタンバリンなどの楽器でリズムをとったり、子供の頃に歌った童謡や唱歌などを歌うと効果的です。



★アロマセラピー

アルツハイマー型認知症では早期から臭覚が衰えるため、アロマセラピーで臭覚を刺激することは、脳の活性化に役立つと考えられています。



★学習療法

簡単な計算や文章の音読などを行うことで、脳を活性化させます。



介護の心構え

認知症の方は、混乱しやすく不安になることがあります。動作も鈍くなり、気持ちも安定せず失敗を繰り返すことが少なくありません。介護者は、できるだけ、認知症の方が平穏に過ごせるよう介護をしてください。

- * **安心感が大切** 一緒にお茶を飲んだり、話をする。
- * **否定をしない** 間違ったことを言っても大きな支障がなければ否定的な言動や態度をしない。
- * **ペースに合わせる** 介護にあせりは禁物！！
- * **できることをさせる** 小さなことでも役割は本人の自信になります。

認知症に関する
ご相談は・・・
高齢者支援係まで



高齢者支援係の窓口に、認知症関連資料があります。ご利用ください



『広報かつうら』次号は3月20日(木)発行です。

編集・発行 千葉県勝浦市企画課 ☎ 0470-73-6657
〒299-5292 千葉県勝浦市新官1-34-1
ホームページ <http://www.city.katsuura.jp>
携帯電話版 <http://www.city.katsuura.lg.jp/m>